

産業廃棄物処理施設の構造上の基準

□ 土木建築設備関係

- ・建築基準法およびその他関係法令に定められている諸規定を遵守する構造とします。
- ・消防法及びその他関係法規に定められている諸規定を遵守する構造とします。
- ・作業環境を良好に保つため、採光、照明、換気は十分留意します。
- ・水槽上部の開口部にはマンホールもしくは落下防止柵を設け、水槽内への転落を防止するものとします。
- ・施設には適切に、手洗い、便所等の設備を設けます。

□ 機械設備関係

- ・各機器は日本産業規格（JIS）に基づく規格を満足した部品等を用いて設計製作します。
- ・クレーン、圧力容器など、各機器の性能は関係法令に合致したものとします。
- ・プラントの運転及び保全のため、機器などの周辺に点検歩廊、階段もしくはラダー、点検台を設けます。
- ・機器の保全、点検、取替が容易に行える建屋スペース及びホイスト、フックなどを適切な箇所へ設けます。
- ・機器の構造は、清掃、部品の取替え等、保守及び補修が可能な構造とします。また、必要な箇所には点検口を設けます。
- ・機器部品はできる限り汎用性のあるものとし、交換が容易なものとします。
- ・回転部分には安全カバーなどを設け、巻き込み事故の発生を防止するものとします。
- ・作動油、潤滑油、グリース等の給油が容易なものとします。
- ・悪臭の発生する箇所は密閉・換気などの対策を施し、発生した臭気は焼却炉の燃焼空気として、燃焼処理します。

□ 配管・ダクト設備

- ・配管の敷設については、勾配、保温、火傷防止、防露、凍結、防振などを十分考慮したものとします。
- ・焼却炉煙道など熱を放射する部分については保温施工を行います。また、人が触れ火傷するおそれのある箇所については、防熱施工を行います。
- ・敷地内の埋設配管の敷設にあたっては、地盤沈下、腐食の恐れ等を十分考慮したものとします。（フレキ配管 etc）また燃料配管についてはトレンチ配管（地中に埋設しないで、コンクリート等で溝を作り、配管を敷設）による施工とします。

□ 電気設備

- ・電気計装設備は、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）等の規格を満足したものを採用します。
- ・各種電気計装設備は、漏電を防止する設備とします。

産業廃棄物処理施設の技術上の基準
 汚泥の焼却施設（例第7条第3号）
 廃油の焼却施設（令第7条第5号）
 廃プラスチック類の焼却施設（令第7条第8号）
 産業廃棄物の焼却施設（令第7条第13号の2）

産業廃棄物処理施設の技術上の基準	申請内容
共通基準	
（第十二条第一号） 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	建築基準法に基づき荷重計算、耐震計算を行うとともに温度に耐えうる材料を選定する。
（第十二条第二号） 削除	—
（第十二条第三号） 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	下記措置を講じる。 排ガス： 基本的に酸露点以上の温度とし、低温腐食防止のため、十分な保温施工を行う。 排水： 腐食性のある排水については、塩化ビニル、ステンレス等の耐食材料にて腐食防止を講じる。 薬剤： 腐食しるを考慮した板厚の炭素鋼もしくはステンレス、ポリエチレンなどの耐食材料にて腐食防止を講じる。
（第十二条第四号） 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	処理前の産業廃棄物は建屋内ピット、タンク又はドラム缶に、処理後の産業廃棄物は建屋内のコンテナに保管する。また密閉された搬送装置により搬送することで、飛散・流出を防止する。 ごみピットには投入扉を設置し、また燃焼用空気をごみピットから吸引し、ロータリーキルン・ストーカ炉・二次燃焼室にて高温分解処理することにより外部への臭気の漏洩を防止する。 別紙3 フローシート 別紙4 機器配置図
（第十二条第五号） 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	騒音対策として、蒸気タービン、送風機等の騒音の大きな機器は吸音板を設置した屋内に機器を設置する。また、屋外に設置する機器の内、騒音の発生する機器（ブロワ・復水器等）についてはラギング施工、吸込サイレンサ設置等及び周囲防音壁の施工を行う。振動については、それぞれの機器を強固なコンクリート基礎又は架台上に設置する。

産業廃棄物処理施設の技術上の基準	申請内容
(第十二条第六号) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	施設からの排水の放流は行わない。 床洗浄排水、洗車排水などは漏れ出し、浸透等が発生しないよう全面水密性鉄筋コンクリート製のピット内に貯留し、焼却炉へ噴霧し焼却処理を行う。 別紙 3 雨水排水計画 別紙 3 フローシート
(第十二条第七号) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	処理前の産業廃棄物については、保管する廃棄物ごとに屋外及び屋内保管場所に一旦貯留するものとする。貯留に際しては施設の処理能力に応じた十分な容量を有する貯留設備とする。 処理後の産業廃棄物については、発生量に応じた十分な容量を有する貯留設備とする。 別紙 3 フローシート 別紙 4 主要機器容量計算書
焼却施設における基準	
(第四条第一項第七号) 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設をのぞく。）にあっては、次の要件を備えていること。 イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りではない。	ごみピットに受け入れた産業廃棄物については、供給コンベヤと供給ダンパ（ダブルダンパ）にて外気と遮断された状態で連続的に燃焼室内にごみを供給できる構造とする。 感染性産業廃棄物については、2重の遮断ゲートを有する投入ユニットにより、外気と遮断された状態で連続的に焼却炉内に供給できる構造とする。 乾燥汚泥については、1軸式スクリーコンベヤにより、投入時の乾燥汚泥によるマテリアルシールを行い、外気と遮断された状態で連続的に焼却炉に供給できる構造とする。 液状物及び有害汚泥については、貯留タンクから焼却炉に接続された配管を通し、ポンプにより圧送することで、外気と遮断された状態で連続的に焼却炉内に供給できる構造とする 別紙 3 フローシート
ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。 (3) 外気と遮断されたものであること。	各機器は外気と遮断された構造となっている。また、供給ダンパ（ダブルダンパ）により燃焼室への空気漏れ込みの防止を行っている。 別紙 3 フローシート

産業廃棄物処理施設の技術上の基準	申請内容
(4) 燃焼ガスの温度を速やかに摂氏八百度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	助燃装置として、立上げ時に速やかに所定温度となるようにキルンバーナとストーカバーナを設置する。また、二次燃バーナを設置し、燃焼室出口の温度800℃以上を維持する。 別紙3 フローシート
(5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調整する機能を有するものに限る。)が設けられていること。	燃焼に必要な空気は押込送風機、二次送風機にて燃焼室内へ供給される。燃焼室内の温度、残存酸素濃度等を計測し、適切な値となるようダンパ開度を制御し、適切な空気量を供給する。 別紙3 フローシート
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	燃焼室内の温度は熱電対により連続的に測定する。また記録装置を中央操作室内に設置する。 別紙3 フローシート
ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	廃熱ボイラ、減温塔の組み合わせで、集じん器入口温度を200℃以下(設定180℃)に冷却する。 別紙3 フローシート 別紙4 燃焼計算書
ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(ニのただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	集じん器流入燃焼ガスの温度は熱電対により連続的に測定する。また記録装置を中央操作室内に設置する。 別紙3 フローシート
ヘ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理施設(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。	排ガスは高い捕集効率を有するバグフィルタにて集じんする。またバグフィルタ前の煙道中に消石灰・活性炭を吹き込み、酸性有害物質の中和処理及びダイオキシン類の吸着・除去を行う。 別紙3 フローシート 別紙4 主要機器容量計算書
ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	一酸化炭素濃度計を設置し、排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録する。 別紙3 フローシート
チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りではない。	ばいじんと焼却灰は別々のコンベヤで排出し、貯留する。 別紙3 フローシート
リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。	

産業廃棄物処理施設の技術上の基準	申請内容
(1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	ばいじん及び焼却灰は密閉された搬送装置により搬送する。焼却灰は消火ならび飛散防止を目的とし、密閉型水封コンベヤにより搬送し、コンテナに貯留後、最終処分場へ搬出する。また、ばいじんは飛灰処理装置（混練機）により薬剤処理し、加湿安定化処理したのちにコンテナに貯留後、最終処分場へ搬出するため、飛散・流出しない。 別紙3 フローシート
(2) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。	
(イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。	
(ロ) 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。	
(3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。	
(イ) 焼成炉中の温度が摂氏千度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。	
(ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	
(ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。	
(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。	ばいじんは薬剤処理を行うため、薬剤及び水を均一に混合することが出来る混練装置を設ける。 別紙3 フローシート
(第十二条の二第五項第一号) 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。	
イ 燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。	燃焼室の温度は常時監視を行い、800度以上となるよう、廃棄物の投入量、燃焼空気量を適切に自動制御する。また廃棄物の発熱量の低下時にはロータリーキルン、ストーカ炉、二次燃焼室に設置された助燃バーナにより常に800度以上となるよう燃焼温度制御を行う。 別紙3 フローシート

産業廃棄物処理施設の技術上の基準	申請内容
□ 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。	ロータリーキルン、ストーカ炉、二次燃焼室に設置された助燃バーナにより常に800度以上となるよう燃焼温度制御を行う。また、二次燃焼室は排ガス温度を800度以上に保った状態で滞留時間が二秒以上となるよう十分な容量を有するものとする。 別紙 4 燃焼計算書 別紙 4 主要機器容量計算書 別紙 4 炉体構造図（容量計算）
廃油の焼却施設における基準	
（第十二条の二第五項第二号） 廃油焼却施設にあっては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。	水密性鉄筋コンクリートにて廃油タンク容量に対して十分な量の防油堤を設置し、事故時の廃油流出・地下浸透を防止する構造となっている。 別紙 4 機器配置図

維持管理計画

産業廃棄物焼却施設の維持管理に関する共通の基準

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する共通の基準は次の通りとする。なお、維持管理にあたっては、あらかじめ維持管理計画書を作成する。

また、施設の運転管理に必要な自動制御装置、中央監視・操作装置及びこれらに関する計器（指示、記録、積算、警報等）、操作機器、中央監視盤（セミグラフィック部含む）等を設置する。

1. 産業廃棄物処理施設の共通基準

1) 産業廃棄物の搬出入

- ・事業場敷地内への産業廃棄物の搬入は原則として月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時までに行うものとする。
- ・産業廃棄物の搬入の際、道路等に産業廃棄物が飛散し、または流出しないように適切な管理を行うものとする。
- ・産業廃棄物の搬入経路については、できる限り通学路となっている区間を避けるとともに登下校者を発見した時には徐行運転して速やかに停止できるよう、運転手、従業員に対する教育を徹底し、交通安全に配慮する。
- ・受入産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう受け入れる際に、必要に応じ産業廃棄物の性状の分析または計量を行う。
- ・車両から産業廃棄物を荷降しする前に、計量管理部にて搬入されたものが取り扱える種類であるかを確認する。許可を受けた産業廃棄物以外の産業廃棄物であると確認された場合には受入を拒否する。
- ・荷降しをするときには、必ず監視作業員が立ち会って確認を行い、許可を受けた産業廃棄物以外の廃棄物が荷降しされた場合は、持ち帰らせる等、速やかに除去する。
- ・許可を受けた産業廃棄物以外の廃棄物が搬入されないよう排出事業者及び収集運搬者との連携を密に保つ。
- ・排出事業者または搬入品目については、常に契約書、マニフェスト等で確認し、これらが不明の場合は当該産業廃棄物を受け入れない。
- ・汚泥、廃油等の廃棄物については、受入に先立って有害物質等の分析試験の成績表の写し及び産業廃棄物の発生工程のフローシートを徴収し、取り扱うことが可能かについて確認を行う。
- ・施設から発生する焼却灰やばいじん（飛灰）については十分な飛散防止を講じ、計量後、コンテナにて搬出処分する。

2) 施設周囲の囲いの点検

- ・施設は専用出入口を定め、みだりに出入りすることを防ぐ為、隣接部分で容易に侵入可能な箇所には囲いを設ける。また、みだりに人が施設に立ち入るのを防止することができるよう日1回以上点検し、破損等の異常を発見した場合は直ちに補修、復旧を行う。
- ・施設出入りの管理は、車両搬入時間は門扉をあけておき、車両搬入時間外については、閉鎖し施錠する。尚、出入り口の監視は監視用カメラを設置するとともに、施設管理エリア（常時作業員が常駐するエリア）に監視用モニタを設置する。

3) 表示等

- ・中間処理施設の立て札は、許可内容が明瞭で常に見やすい状態にしておく。
- ・表示すべき事項に変更が生じた場合は、書き換え等速やかに必要な処置をとる。
- ・立て札、その他の設備が破損した場合は、直ちに補修、復旧を行う。

4) 飛散、流出、悪臭等の防止

- ・廃棄物の飛散、流出、悪臭の発生を防止するため、日常点検を行い、不具合を発見した場合は、清掃等必要な処置を行う。
- ・廃棄物の受け入れ
 - ① 各廃棄物は建屋内の水密性を考慮したコンクリート製の地下ピットへ運ばれ投入される。
 - ・ピットへの投入に際し、プラットホームをコンクリート舗装することにより、落ちこぼれたごみを容易に清掃できると共に洗浄できる構造とする。
 - ・臭気の外部漏洩を防止するために、投入扉を開放したまま作業しないようにする。
 - ・ピット室内の空気を燃焼用空気として押込送風機・二次送風機で吸引することにより、臭気の拡散を防止する。
 - ② 廃油・廃液等の液状物及び有害汚泥は密閉式自立タンク又は密閉型ドラム缶に投入された状態で受け入れる。
 - ・流出防止のため、防液堤を設ける。
- ・廃棄物（処理後）の搬出
 - ① 焼却灰は連続的に湿灰として搬出され、建屋内に設置したコンテナで受ける。
 - ② 廃熱ボイラ・減温塔・バグフィルタ等より捕集されたばいじん（飛灰）は、一旦飛灰貯留槽で受け、薬剤処理後、湿灰として建屋内に設置したコンテナで受ける。
 - ・これらのコンテナは、雨水の接触、飛散防止を図る。
 - ・落ちこぼれた灰を容易に清掃できるとともに洗浄できる床構造とする。

- ・煙突からの排ガス

維持管理計画値以下になるように運転管理を行う。

- ・排水処理

洗車排水や床洗浄排水等を含むプラント排水は、焼却炉へ噴霧し焼却処理を行い、施設からの放流はしない。

- ・運搬車輛のタイヤ付着物の清掃

今回の計画では建屋内にプラットホームを設置する。このプラットホーム内で車両のタイヤ付着物を洗浄できる計画とする。洗浄後の排水についてはごみピット汚水貯留槽で集水し、プラント排水槽を経由して焼却炉へ噴霧し、焼却処理を行い施設からの放流はしない。

5) 騒音、振動及び粉塵の発生防止

- ・著しい騒音、振動及び粉塵の発生により、周辺の生活環境を損なわないよう、定期的に施設の点検を行い、異常のある場合は騒音、振動及び粉塵が発生しないように補修整備等必要な措置を講じる。

6) 火災の発生防止

- ・焼却炉からの火災の発生を防止するため、施設の作業者は定期的に施設全般の見回りを行う。
- ・施設での火災の発生を防止するため、消火設備は常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行う。
- ・焼却施設内に消火器を備えておき、定期的に点検整備を行う。
- ・管理事務居室、焼却設備等火気を使用しなければならない場所を除き、火気の使用を禁止する。また焼却施設付近には決められたもの以外は設置しないものとする。

7) 衛生害虫等の発生防止（衛生管理）

- ・焼却施設の敷地内にねずみ、蚊およびハエその他の害虫が発生しないように、定期的に清掃を行い清潔な状態を保持する。
- ・害虫等が発生した場合は、薬剤の散布等により駆除を行う。

8) 雨水等の流入防止（雨水対策）

- ・地盤高低差を利用し、処理施設内への外部の雨水等が流入するのを防止する。
また雨水側溝（開渠）等は定期的に点検を行い、土砂等の堆積物があるときは速やかに除去する。
- ・各タンクに付属の油水分離装置を定期的に点検し、分離浮上油は回収する。

2. 産業廃棄物焼却施設の維持管理に関する個別の基準

1) 処理量の管理

- ・焼却施設への廃棄物の投入量は、計量器、流量計その他の方法で確認し、施設の能力を超えないように行う。

2) 排出ガスの検査

- ・煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないように処理するとともに、定期的にばい煙に関する検査を行う。

3) 焼却施設の管理

- ・施設の正常な機能を維持するため、日常・定期機能点検計画を作成し、実施する。
 - ① 施設の正常な機能を維持し、産業廃棄物の適切な処理を行うために施設の主要部の日常点検を行う。
 - ② 施設の保守点検を定めた計画書に基づき定期的実施する。
 - ③ 焼却灰・ばいじん（飛灰）の性状を定期的に調査し、施設の正常な機能を維持するように運転管理を行う。
- ・廃棄物を焼却能力以上に受け入れないよう、搬入時に量の把握を計量等により行う。
- ・廃棄物の性状を把握するため、1回／年以上の頻度で分析を行う。

4) 記録及び保存

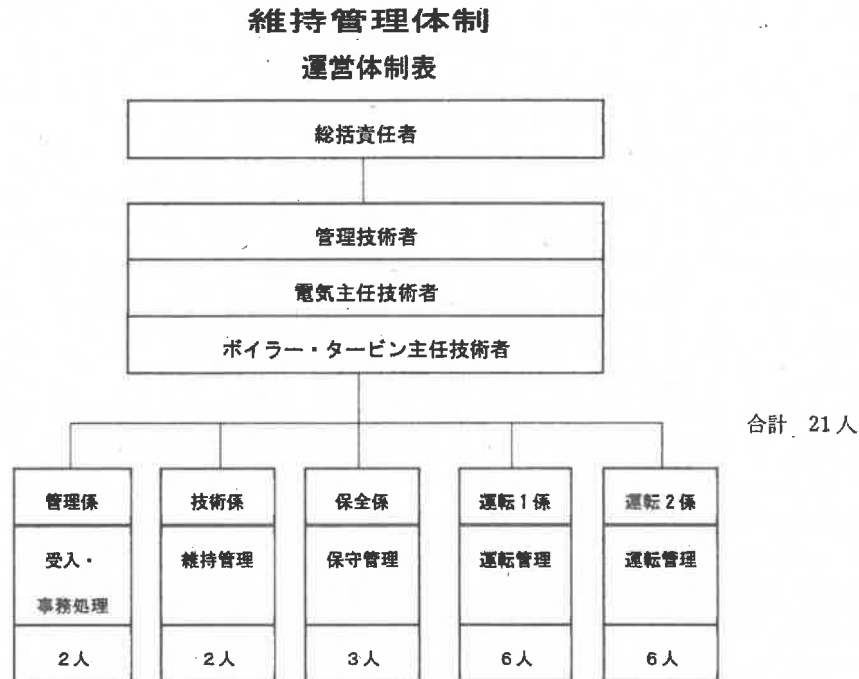
- ・焼却施設の維持管理に関する点検、検査他の措置の記録を作成し、3年間保存する。
- ・測定記録は施設に備え置き、施設の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧できるようにするとともにホームページにて情報の公開を行う。

記録事項に関して[焼却施設]

1	処分した廃棄物	各月ごとの種類及び数量
2	燃焼ガス温度	測定を行った位置
3	集じん器に流入する燃焼ガスの温度	測定結果が得られた年月日
4	排ガス中の一酸化炭素[CO]濃度	測定結果
5	冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	除去を行った年月日
6	排ガス中のダイオキシン類濃度	排ガスを採取した位置
7	排ガス中のばい煙濃度（硫黄酸化物[SO _x]、ばいじん、塩化水素[HCl]、窒素酸化物[NO _x]、水銀[Hg]に係る物）	排ガスを採取した年月日 測定結果が得られた年月日 測定結果
8	ばいじん及び焼却灰中のダイオキシン[DXN]類濃度、重金属類（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素及びセレン）濃度	採取した位置 採取した年月日 測定結果が得られた年月日 測定結果

5) 維持管理体制

- ・焼却施設の故障その他の事故を防止する為、定期的に巡回監視及び点検を実施する。
- ・施設の運営体制はおおむね以下によるものとする。



6) 産業廃棄物の焼却施設への投入

- ・各廃棄物は、外気と遮断された状態でできるだけ一定量ずつ連続的に燃焼室に投入する。その際、ピット・クレーン方式により廃棄物を均一に混合する。

7) 燃焼の管理

- ・燃焼室の燃焼温度を 800℃以上に保ちながら運転する。
- ・焼却排ガス中の酸素濃度が常に 6%以上を保つように運転する。
- ・焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるよう焼却する。
- ・焼却灰の熱しゃく減量の測定を定期的に測定する。
- ・運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉の温度を速やかに上昇させる。
- ・運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉の温度を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くす。
- ・燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。

8) 冷却設備の管理

- ・集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね 200℃以下に冷却する。
- ・集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。

9) 排ガス処理設備の管理

- ・排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100ppm 以下となるように、廃棄物を焼却する。
- ・排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録する。
- ・排ガス中のダイオキシン濃度を $0.9\text{ng-TEQ/m}^3\text{N}$ 以下（維持管理計画値）になるように、またばい煙濃度が、それぞれ定められた排出基準以下になるよう廃棄物を焼却する。
- ・排ガス中のダイオキシン類濃度を年 2 回以上、ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）を年 4 回以上測定し、かつ、記録する。
- ・排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように、焼却施設の運転管理を行う。

10) ばいじん及び焼却灰の処理

- ・ガス冷却設備（廃熱ボイラ、減温塔）及び排ガス処理設備（バグフィルタ）に堆積したばいじんは、定期的に除去する。
- ・焼却灰とばいじん（飛灰）とに分離して排出し、貯留する。焼却灰及び飛灰処分は外部委託する。なお、ばいじんは薬剤及び水を均一に混合し処理する。
- ・排ガス中のダイオキシン類濃度測定時に併せて焼却灰及びばいじん中のダイオキシン類濃度及び重金属濃度（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素及びセレン）を測定し、かつ、記録する。

11) 事故時の処置

- ・今後、事故防止マニュアルの策定、ならび地震発生時対応マニュアルを策定し、適切な運用を図る。

3. ダイオキシン類による健康障害防止のための対策

1) 対象作業

- ・焼却炉、集じん器等の内外部で行う灰出し、設備の点検、保守、清掃等の作業

2) ダイオキシン類対策の推進体制の整備

- ・施設管理者はダイオキシン類対策委員会を設け、当該作業を行う労働者のダイオキシン類へのばく露防止を図る為の推進計画を協議、実施する。
- ・受託事業者又は関係請負人についても、実施責任者を定め推進計画を実施する。

3) 労働安全衛生教育

- ・焼却施設等作業に従事させる労働者には、労働安全衛生教育を実施する。

4) 作業環境の測定及びその結果の評価に基づくダイオキシン類のばく露を低減する為の措置

- ・作業環境中のダイオキシン類の濃度測定及び測定結果の評価を行い、その記録を 30 年間保存する。また、焼却灰等の粉塵の発生やその発散の防止対策を行う。

5) 保護具等の使用

- ・労働者にエアラインマスク等の呼吸保護具及び不浸透性の保護衣、保護手袋、保護眼鏡等を使用させる。

6) 休憩場所の確保等

- ・焼却施設等作業を行う作業場以外の場所に休憩場所を設け、労働者の作業衣等に付着した焼却灰等により休憩場所が汚染されないような措置（エアーシャワー室の設置など）を講ずる。

7) 作業衣類の保管等

- ・作業衣は事業所外への持ち出しを禁止し、作業衣等の汚染を除去させる為の措置を講ずる。

8) 喫煙等の禁止

- ・焼却施設等作業が行われる作業場については、労働者が喫煙し、飲食することを禁止する。

9) 作業記録

- ・従事労働者名、従事作業名、従事期間等を記録し、30 年間保存する。

10) 女性への就業上の配慮

- ・ 母性保護の観点から、女性については就業上の配慮を行う。

公害防止規制（排ガス）一覧表

施設名称	項目	維持管理計画値	法規制値	管理目標値※	単位	根拠	備考
焼却施設	ばいじん	0.08	0.08		$\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$	・大気汚染防止法 ・DXN類対策特別措置法 ・生活環境の保全に関する協定	
排ガス（大気）	窒素酸化物(NOx)	250	250		ppm		
	硫黄酸化物(SOx)	K値=4.5	K値=17.5		—		
	塩化水素(HCl)	240	700		$\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$		
	ダイオキシン類	0.9	1	0.5	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$		

※ 生活環境の保全等に関する協定に基づく日常的に排ガスを管理するにあたっての努力目標値

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

汚泥の焼却施設（例第7条第3号）

廃油の焼却施設（令第7条第5号）

廃プラスチック類の焼却施設（令第7条8号）

産業廃棄物の焼却施設（令第7条第13号の2）

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	申請内容
共通基準	
（第十二条の六第一号） 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	受入廃棄物は受け入れる際に必要に応じて分析又は計量を実施する。
（第十二条の六第二号） 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	計量機、ごみクレーン、流量計等にて投入量を確認し、処理能力を超えないように投入量の調整を行う。
（第十二条の六第三号） 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。	異常な事態が生じた際は直ちに施設の運転を停止し、別途作成する事故対応マニュアル等に基づき適切に対応する。
（第十二条の六第四号） 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	日常点検及び年1回程度の施設全体機能検査を実施する。
（第十二条の六第五号） 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理前の産業廃棄物は建屋内ピット、タンク又はドラム缶に、処理後の産業廃棄物は建屋内のコンテナに保管する。また密閉された搬送装置により搬送することで、飛散・流出を防止する。 ごみピットには投入扉を設置し、また燃焼用空気をごみピットから吸引し、ロータリーキルン・ストーカ炉・二次燃焼室にて高温分解処理することにより外部への臭気の漏洩を防止する。 別紙3 フローシート 別紙4 機器配置図
（第十二条の六第六号） 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	定期的に清掃を行い、清潔を保持する。害虫などが発生した場合は速やかに薬剤の散布等により駆除する。
（第十二条の六第七号） 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音・振動については部品の損傷、機器内部へのダストの付着、電動機の異常等による異常な振動、騒音等が発生しないように、日常点検、定期整備、清掃業務を徹底することで、常に機器を適切な状態に維持する。また建屋内の吸音材の破損、防音ラギングの破損、サイレンサ等消音装置の破損等が無いよう十分留意した管理を行う。

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	申 請 内 容
(第十二条の六第八号) 施設から排水を放流する場合には、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設からの排水の放流は行わない 床洗浄排水、洗車排水などは漏れ出し、浸透等が発生しないよう全面水密性鉄筋コンクリート製のピット内に貯留し、焼却炉へ噴霧し焼却処理を行う。 別紙3 雨水排水計画 別紙3 フローシート
(第十二条の六第九号) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査及び措置はその記録を作成し、3年間保存する。
焼却施設における基準	
(第四条の五第一項第二号) 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）にあっては、次のとおりとする。	
イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみピットに設置の破砕機によりごみを細かくし、破砕物混合ピット内でごみクレーンにより十分攪拌混合し、均質な状態でごみを供給する。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りではない。	ごみピットに受け入れた産業廃棄物については、供給コンベヤと供給ダンパ（ダブルダンパ）にて外気と遮断された状態で連続的に燃焼室内にごみを供給できる構造とする。 感染性産業廃棄物については、2重の遮断ゲートを有する投入ユニットにより、外気と遮断された状態で連続的に焼却炉内に供給できる構造とする。 乾燥汚泥については、1軸式スクリーコンベヤにより、投入時の乾燥汚泥によるマテリアルシールを行い、外気と遮断された状態で連続的に焼却炉に供給できる構造とする。 液状物及び有害汚泥については、貯留タンクから焼却炉に接続された配管を通し、ポンプにより圧送することで、外気と遮断された状態で連続的に焼却炉内に供給できる構造とする 別紙3 フローシート
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	ロータリーキルン及びストーカ炉の温度、滞留時間を適切に管理し、適時焼却灰の状態を把握することで、焼却灰の熱しゃく減量10%以下を維持する。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時には各助燃装置を作動させることにより、炉温を速やかに上昇させる。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転停止時には各助燃装置を作動させることにより、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くす。

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	申 請 内 容
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室内の温度を熱電対により連続的に測定し、記録する。 別紙3 フローシート
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	廃熱ボイラ、減温塔の組み合わせで、集じん器入口温度200℃以下（設定180℃）に冷却する。 別紙3 フローシート 別紙4 燃焼計算書
リ 集じん器に流入するガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器入口温度を熱電対により連続的に測定し、記録する。 別紙3 フローシート
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	廃熱ボイラ、減温塔にたい積するばいじんは機械式掻き取り装置を定期的に作動させることにより除去する。またバグフィルタで捕集するばいじんは圧縮空気による逆洗により払い落とす。
ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	炉出口酸素濃度計により排ガス中の酸素濃度を適切に管理するとともに、排ガス分析計により一酸化炭素濃度を連続的に測定し、この値が100ppmを超えないよう適切にごみの供給と燃焼空気の供給を調整する。
ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	一酸化炭素濃度計を設置し、排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録する。 別紙3 フローシート
ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が別表第二の上覧に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下になるようにごみを焼却すること。	二次燃焼室にて800℃以上で2秒以上の滞留時間を確保することにより完全燃焼させ、バグフィルタ前段に活性炭を吹き込む等高度な排ガス処理を行うことにより、ダイオキシン類濃度を0.9ng-TEQ/m ³ N以下とする。 別紙4 燃焼計算書 別紙4 主要機器容量計算書 別紙4 炉体構造図（容量計算）
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度については2回／年以上の測定を実施し、記録を行う。煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度については4回／年以上の測定を実施し、記録を行う。
ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	毎日の運転記録と定期的な排ガス測定結果とをチェックすることにより、最適な運転状態を維持し、生活環境保全上の支障が生じないものとする。

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	申 請 内 容
タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス処理設備については乾式有害ガス除去を採用し、排ガスの洗浄を行わないため対象外。 また排ガス冷却水についても完全蒸発型であるため、冷却水の場外への流出はないため生活環境保全上の支障は生じない。
レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	ばいじんと焼却灰は別々のコンベヤで排出し、貯留する。 別紙 3 フローシート
ソ ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	
ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉内の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	
ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること	ばいじんは薬剤処理を行うため、薬剤及び水を均一に混合することが出来る飛灰処理装置（混練機）を設ける。 別紙 3 フローシート 別紙 4 主要機器容量計算
フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	作業による定期的な施設の見回りを行う。また、消防の指導に基づく適切な消火設備を設置し、定期的な点検整備を実施する。
（第十二条の七第五項第一号） 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	燃焼室の温度は常時監視を行い、800度以上となるよう、廃棄物の投入量、燃焼空気を適切に自動制御する。また廃棄物の発熱量の低下時にはロータリーキルン、ストーカ炉、二次燃焼室に設置された助燃バーナにより常に800度以上となるよう燃焼温度制御を行う。 別紙 3 フローシート
廃油の焼却施設における基準	
（第十二条の七第五項第三号） 令第七条第五号に掲げる施設にあつては、廃油が地下浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定（事故時における受け入れ設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること）により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	水密性鉄筋コンクリートにて廃油タンク容量に対して十分な量の防油堤を設置し、事故時の廃油流出・地下浸透を防止する構造とし、定期的に点検を行い、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずる。